

神戸市告示第 558 号

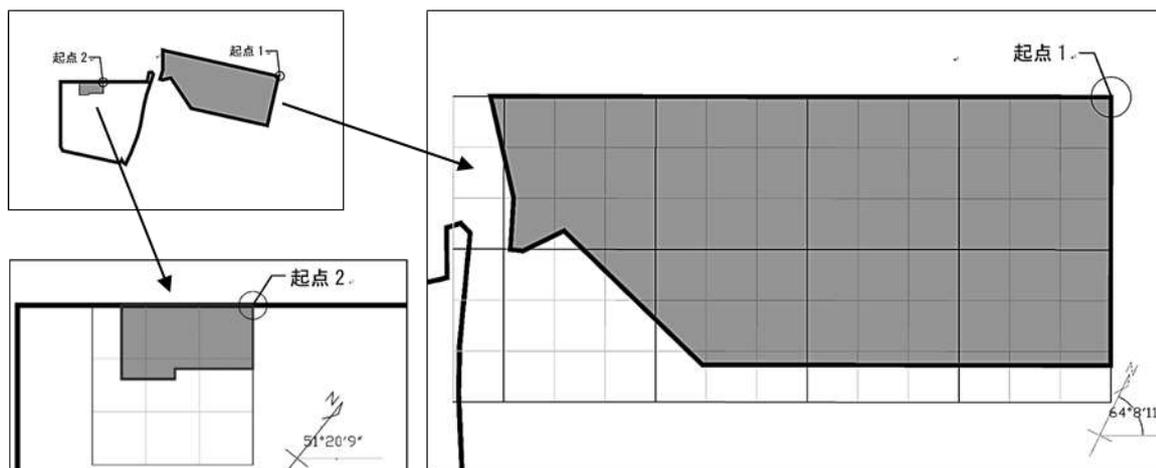
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 4 年 12 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
長田区浪松町 6 丁目 1 番 2  
須磨区小寺町 1 丁目 2 番の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画線

■ 形質変更時要届出区域

<起点2>

起点2は、兵庫県神戸市須磨区小寺町一丁目2番の一部の最北端とする。

<格子の回転角度>

51° 20' 9"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。

<起点1>

起点1は、長田区浪松町六丁目1番2の最北端とする。

<格子の回転角度>

64° 8' 11"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。